



チエブクロー  
シルバー人材センター  
マスコットキャラクター



公益社団法人  
神奈川県シルバー人材センター連合会

〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 6階  
TEL: **045-633-5432** FAX: 045-633-5433

<https://www.k-sjc.com/>



# シルバー チカラ

シルバー派遣事業のご案内

公益社団法人 神奈川県シルバー人材センター連合会



見つけよう  
かながわの底力

シルバー人材センター<sup>※1</sup>は  
働く**生きがい**に満ちあふれる  
人生100年社会を目指し  
シニア世代の**“生きがい就労”**<sup>※2</sup>  
をサポートします。



## シルバー人材センターを ご活用ください

シルバー人材センターは、定年退職者等のシニア世代に対して地域に密着した仕事を提供することにより、働くことを通じて生きがいの充実や社会参加の促進を図ることを目的に設置された公益目的の法人です。シルバー人材センターの提供する業務は、これまで「植木の剪定」や「除草」などの請負業務が中心であり、発注者の従業員と混在する業務や指揮命令を受ける業務が提供できませんでした。しかし、労働者派遣事業（シルバー派遣事業）では様々な業務への就業が実施可能になり多くのシルバー会員が働いています。神奈川県には、約3万6千人のシニアの方が登録されています。

※1 シルバー人材センター・生きがい事業団の意。センターと約す場合もあり(以下同)

※2 “生きがい就労”とは  
生きがい（生きる張合い・人とのつながり、交流・地域や社会への貢献）と働く（働くことは生活スタイル・明確な目的、役割、収入を得る）を両立させるライフスタイルです。



### 公的機関の安心と信頼

各地域のシルバー人材センターは「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて設置されている公益目的の法人です。市町村・県・国の援助を受けて、公益の為に活動する法人ですのでご安心ください。



### 短時間でも繁忙期でも

シニア世代に適した単発の仕事や、短時間の仕事（概ね月10日程度以内）や週20時間を超えない程度の継続した仕事を引き受け、仕事の内容に合わせた就業形態で会員に提供しています。

## 「シルバー人材を 活用する理由」



### 発注者の経費削減にも

企業等が人材募集時にかかる経費、例えば募集広告、選考・採用などの諸経費はもちろん、社会保険料、福利厚生費、賞与、退職金といった費用負担は発生しません。（職業紹介事業は除く）



### 豊富な人材が登録

様々な資格やキャリアを持つ経験豊富な会員が在籍しているので様々なお仕事に対応できます。



### 3つの紹介方法

求人者様の希望により、派遣・業務委託・職業紹介（直接雇用）が選べます（職業・内容によります）。また公益企業としての信頼性が高いセンターからのシルバー人材を積極的に活用する企業として社会貢献できます。

# シニア世代が元気だと 人も街もみんな生き生き。

シルバー会員は  
7つのフィールドで企業や個人をサポートしています。

## 軽作業

ビルやマンション・事務所などの清掃、除草、草刈り、商品管理、資材管理、包装、梱包、部品組立などの業務です。軽作業の仕事には、特別な資格やスキルが不要であり、シルバー会員が活躍しやすい業務です。



## 渉外

販売やポスティングなどの業務です。販売はスーパーマーケットでのカゴ・カート整理、品出しやレジ打ちなど。ポスティングはチラシなどをポストに配布します。比較的シニア世代が活躍しやすい職種になります。



## 施設管理

駐車場・駐輪場管理は駐車・駐輪スペースへの案内、整理、清掃など。ビル・マンション管理は来客受付、共有部分（廊下・階段・ゴミ置場）の清掃、解錠・施錠などの仕事です。未経験の会員も就業しています。



## 事務作業

書類・伝票整理、パソコン入力などの仕事です。オフィスワークの経験をもつ人材を活用できます。また賞状の全文書き・毛筆宛名書きなどのお仕事の場合は格調高い筆文字が書けるエキスパートが活躍しています。



## サービス

家庭内の掃除・洗濯・食事の支度、子育て支援、介護保険対象外の介護補助などの仕事です。介護補助は、要介護者や一人暮らしの高齢者など、介護資格を持たない会員でも様々なサポート業務が行えます。



## 技能

植木の手入れ、ペンキ塗装、大工仕事（小破修繕）、襖・障子の張り替えなどの仕事です。現役時代に培った経験とスキルが必要となる職種です。多くの会員が活躍しています。



## 専門技術

電気工事、水道工事など保有資格を活かして専門業務を行います。各企業や団体はキャリアのエキスパートが派遣されることで新しい発見と発展が期待され、これからはますます増えていくことが予想されます。



# 3つの契約方式

## 労働者派遣事業 (シルバー派遣事業)

シルバー派遣で働く場合は、会員は労働契約により、派遣労働者として神奈川県シルバー人材センター連合会に雇用され、就業場所である会社などに派遣されて、その派遣先の指揮命令を受けて業務に従事します。

## 業務委託事業 (請負・委任)

請負や委任で働く場合、会員と発注者・センターの間には雇用関係はありません。したがって、労働者災害補償保険等の社会保険の適用はありません。また会員は、仕事に関する発注者からの直接的な指揮命令も受けません。

## 職業紹介事業

職業紹介事業とは、一定期間「アルバイト」や「パート社員」を採用したい事業者等に「雇用関係」を結び、ことを条件に人材を紹介します。

### 3つの契約方式の違い

項目	シルバー派遣事業	請負・委任事業 <sup>※3</sup>	職業紹介事業
仕事の期間・内容 <sup>※4</sup>	臨時的・短期的な就業(概ね月10日程度) もしくは、その他軽易な業務(概ね週20時間を超えない程度)		
雇用関係の有無	×	×	○
指揮命令	○	×	○
事故時に適用される保険	労災保険	シルバー保険	労災保険
混在作業	○	×	○
雇用保険等社会保険の適用	△ <sup>※5</sup>	×	△ <sup>※5</sup>
契約先	神奈川県シルバー人材センター連合会	各シルバー人材センター等	就業者
会員に対する報酬	賃金(給与所得)	配分金(雑所得)	賃金(給与所得)

手数料に関してはお問い合わせください

- ※3 請負業務は仕事の完成を目的とする業務であり、委任業務は仕事の完成ではなく仕事の実施を目的とする業務ですが、どちらも発注者は会員に指揮命令ができません。
- ※4 平成28年4月より、都道府県知事が業務拡大に係る業種及び職種を指定した場合、センターが派遣と職業紹介に限り、週40時間を上限とする業務を会員に提供することが可能となりました。
- ※5 業務拡大等状況により、適用場合があります。

経験豊かなシニア世代におまかせください。



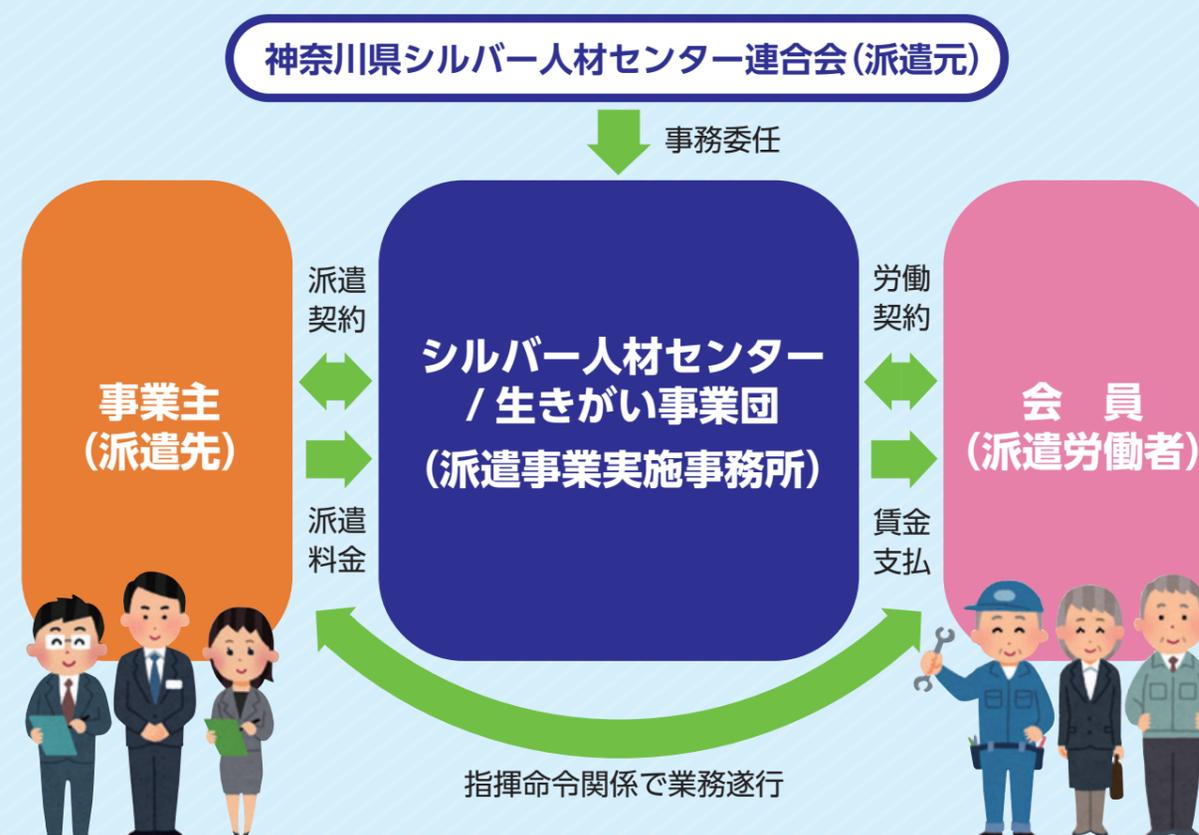
### シルバー派遣事業の仕組み

シルバー派遣事業は、高齢者の雇用の安定等に関する法律(高齢法)の定めにより、県単位に設置されたシルバー人材センター連合会が主体となって実施する事業です。本県の場合、神奈川県シルバー人材センター連合会が派遣元となり県内のシルバー人材センター・生きがい事業団に実施事務所を置き業務を事務委任しています。

シルバー派遣では、会員は派遣労働者として連合会に雇用され労働契約を結びます。派遣先は実施事務所(就業場所にあるセンター・事業団)と派遣契約を結び仕事を依頼、会員が派遣され派遣先よりの指揮命令に従い業務を遂行します。シルバー派遣は、「臨時的・短期的及び軽易な仕事」を基本としており概ね月10日程度以内もしくは週20時間を超えない程度の<sup>※6</sup>就業を主としています。

※6 神奈川県知事が認めたエリア・職種に於いては就業条件(就業時間)がさらに緩和されています。

### シルバー派遣事業の仕組み





# シルバー派遣活用のメリット

シルバーだけに認められているメリットがうまく活用できているとご担当者の方々に仰っていただいております。



## 3年間の期間制限がありません

派遣法により「同じ事業所の派遣は最大で3年まで」というルールが60歳以上は適用されません。シルバー会員と企業の双方が合意すれば継続して就業することができます。



## 以前の勤務先に派遣できます

派遣法により、退職後1年以内の人を元の職場に派遣することができません。しかし定年後は適用外とされていますので、会員本人の希望により元の勤務先に派遣が可能です。



## 豊富なキャリアを活かします

現役時代に培ってきた様々な資格やキャリアを持つ経験豊富な会員がいますので、各企業にマッチし就業して活躍できる人材が見つかります。

経験

能力

スキル



## 企業イメージがアップします

働き手が不足している現在、あらゆる世代が活躍できる世の中を目指し社会に貢献する企業が求められています。センターを活用し、シルバーを積極的に雇用する企業はイメージアップが可能になります。



## 正社員本来の業務に集中できます

「2時間だけ人手が欲しい」「土日の受付対応をお願いしたい」など企業の悩みを解決します。定型業務をシルバー会員に任せることで、正社員は今まで手が回らなかったコア業務に集中できます。



## 責任感が強く、真面目です

シルバー会員は、社会経験が豊富なため、社会常識を備えた真面目な方が多いのが特徴です。経験に裏打ちされたコミュニケーション能力を生かしながら、責任をもって丁寧に、着実に仕事に取り組めます。



## 多くの実績があり、安心です。

シルバー人材センターは30年以上の歴史があり、シニア世代の就業支援には豊富な知識と経験があります。また、多くは国や市町村からの補助をうけて運営している公益法人ですので、安心してご利用いただけます。

## シルバー派遣の契約の流れ

- 1 打ち合わせ** 業務内容、就業場所、契約期間、必要人数、労働条件など
- 2 お見積り** 賃金・派遣手数料・消費税を加えた、ご請求金額概算
- 3 ご契約** 労働者派遣基本契約書・労働者派遣個別契約書 比較対象労働者の情報提供
- 4 派遣通知書** 派遣労働者氏名、派遣期間など
- 5 派遣開始** 会員が契約に基づき、派遣先様の指揮命令で仕事を遂行
- 6 ご請求** (請求締日・支払日は担当センターとご相談ください)  
 勤務確認 ①勤務実績報告書により就業日・時間確認  
 ②勤務実績報告書(派遣先様確認済)に基づき、賃金・派遣手数料・交通費・消費税を加えてご請求
- 7 お支払い** 契約書に基づき、請求書記載の支払日までに指定金融機関へお振込みください  
 ※振込手数料はご負担ください
- 8 契約更新** 更新1か月前に継続の確認、個別契約書を送付します。署名・捺印の後ご返送ください

## 契約にあたり、お客様(派遣先事業主)にお願いする事項

### 派遣先責任者の選任

派遣労働者の就業に係る一定の権限を有する方を①派遣先責任者に選任いただく他、就業現場での②指揮命令者、③苦情受付者の選任をお願いいたします。

### 安全衛生と教育訓練の実施

派遣労働者に対し、安全な就業を確保するための教育及び業務に必要な知識・技能を習得するための教育訓練の実施をお願いいたします。内容は派遣元担当者でご相談ください。

### 派遣先管理台帳の整備

所定の様式に従い、派遣労働者ごとに台帳の整備をお願いいたします。

### 比較対象労働者の情報の提供

連合会の派遣事業は、高齢者の働き方に適した派遣先労働者との均等・均衡方式で実施しています。

## シルバー派遣会員はこんな仕事をしています

事務・サービス	● 経理補助業務 ● データ入力業務 ● 電話受付業務	● 宛名書き業務 ● 管理人業務 ● 営業補助業務	● 給油業務 ● 駐輪場管理業務 ● 農作業
小売(スーパー等)	● 商品品出し業務 ● 店内清掃業務 ● カート回収業務	● レジ業務 ● 鮮魚加工業務 ● 惣菜づくり業務	● 自転車販売修理 ● 食品盛付業務
保育・介護	● 保育補助業務 ● 園児見守り業務 ● 介護補助業務	● 洗濯・乾燥業務 ● シーツ交換業務 ● 調理補助業務	● 入浴補助業務 ● 浴室清掃業務 ● 食事介助業務
製造・軽作業	● 荷受け荷出し業務 ● ピッキング業務 ● 商品梱包業務	● 部品洗浄業務 ● 加工・組立業務 ● 段ボール回収業務	● 陳列業務 ● バリ取り業務 ● 溶剤充填業務
運輸・通信	● 荷物仕分け業務 ● 商品梱包業務	● 車両洗浄業務 ● 車両点検業務	● ゴミ回収業務 ● 助手席乗車業務
公共	● 学童保育室補助 ● 学校用務員業務 ● 選挙の際の補助業務	● 公共施設の清掃 ● 公園の除草業務	● 給食配膳業務 ● 市民農園受付業務

※実績はパンフレット作成時のものです



Q シルバー人材センターとハローワークの違いは何ですか？

	就業形態	就業時間	求人方法	紹介方法
シルバー人材センター	・業務委託 ・労働者派遣 =雇用関係無	臨時的・短期的 (概ね月10日程度・ 週20時間以内の労働)	就業場所の担当 センターへ求人 (担当者が対象者を探す)	センターより 会員を紹介 (概ね60歳以上)
ハローワーク	直接雇用	フルタイムが 多い	管轄の ハローワークへ 申し込み (求職者待ち)	ハローワークより 求職者を紹介 (年齢不問)

Q シルバー人材センターの特徴は何ですか？

A 求職者と雇用者がお互いの条件に合うようベストなマッチングをします。



Q どんな仕事にも派遣できますか？

A シルバー派遣は以下の業務には派遣出来ません。

- ・港湾運送業務・建設業務・警備業務
  - ・病院等の医療関係業務
  - ・高齢者に相応しくない業務(危険、有害、過酷)
- 高齢法及び派遣法により、シルバー派遣には次のとおり範囲が定められていますのでご注意ください。

**シルバー派遣の範囲**

シルバー派遣は臨時的、短期的又は軽易な業務に派遣します。

- ・臨時的、短期的とは、概ね月10日程度以内の業務を指します。
- ・軽易な業務とは、概ね週20時間を超えない業務を指します。

※県知事が指定した地域・職種により就業時間の拡大が可能な場合があります。担当センターへご確認ください。

Q 派遣料金はどのように計算されますか？

A 概ね、次の項目の合計値となります。  
賃金単価については、担当センターと調整いただきます。

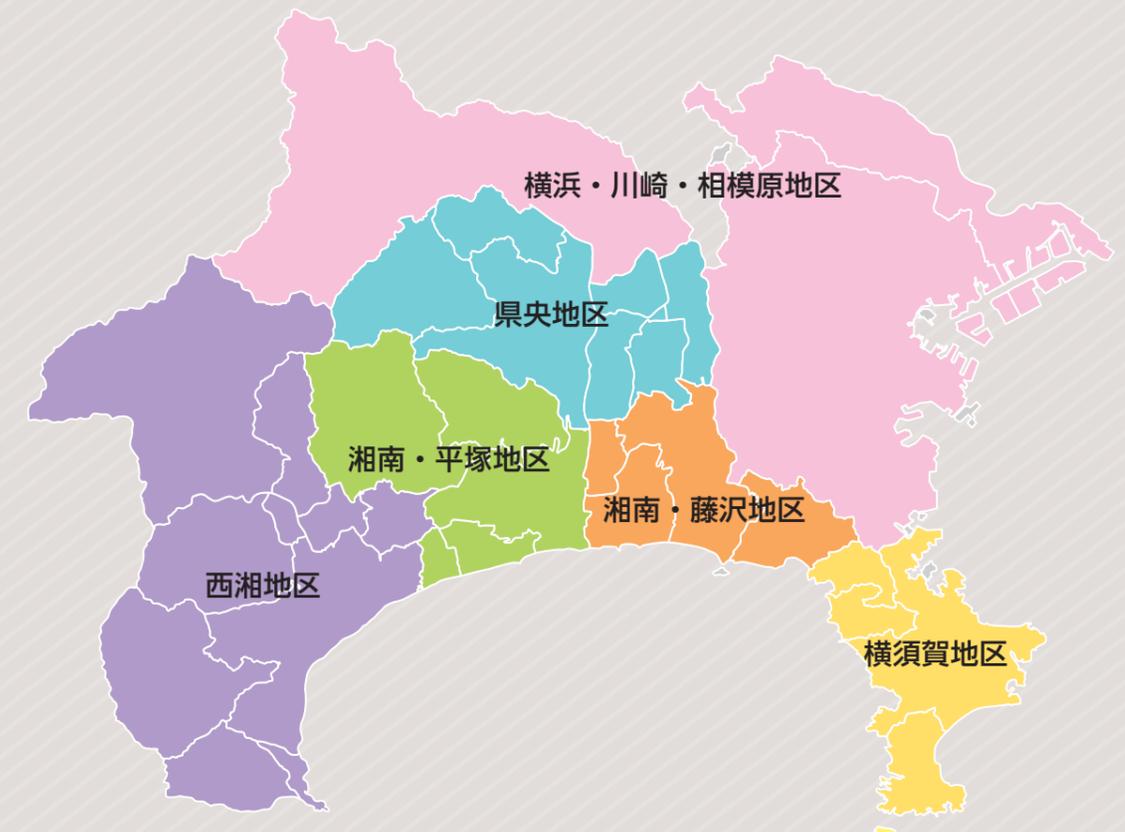
- ・賃金 派遣元が派遣会員に支払う労働対価です。神奈川県最低賃金以上に設定する必要があります。
  - ・手数料 派遣元の事務手数料です。設定率は業務内容により違いが生じますが、概ね賃金の20%~25%でお考えください。
  - ・消費税 賃金と手数料の合計額に課税されます。
  - ・交通費 公共交通機関等を使用する場合の実費相当額です。
- ※同一労働・同一賃金の対応が必要で、シルバー派遣には「派遣先均等・均衡方式」を採用しています。

## 神奈川県シルバー人材センター連合会とは

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により神奈川県知事の指定を受けた公益法人です。

各シルバー人材センター・生きがい事業団を構成員として、県下全域にわたる事業活動を展開しています。

### 神奈川県内に32のシルバー人材センター・生きがい事業団



横浜 川崎 相模原地区	横浜市 川崎市 相模原市	湘南 平塚地区	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
横須賀地区	横須賀市 三浦市 葉山町	県央地区	厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
湘南 藤沢地区	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町	西湘地区	小田原市 南足柄市 開成町 中井町 大井町 松田町 山北町 箱根町 真鶴町 湯河原町

※返子市にはシルバー人材センターはありません。

# シルバー人材センター・生きがい事業団とは

国・県・市・町・村の支援を受けながら、60歳以上の方が会員となり働くことを通じて生きがいを見出し、かつ地域社会に貢献しようとする公益法人または社団法人等です。企業、公共団体、家庭などから発注されたお仕事を引き受け、それを会員に提供し、就業の実績に応じて配分金（報酬）を支払う仕組みです。

## 労働者派遣事業（シルバー派遣事業）

当連合会又はシルバー人材センター・生きがい事業団が企業、公共団体等から会員（労働者）の派遣要請を受け、会員がその企業等へ労働者として他の社員等と一緒に働きます。労災保険の適用はありますが、原則、社会保険、雇用保険の適用はありません。

## 業務委託事業（請負・委任）

シルバー人材センター・生きがい事業団がご家庭や企業、公共団体などから仕事を受注（請負又は委任）し、これを会員（事業者）に提供（請負又は委任）し、会員がその仕事を行います。労災保険の適用はありませんが、万一事故が発生した時は、シルバー保険（傷害・賠償責任）で対応します。社会保険、雇用保険の適用はありません。

## 職業紹介事業

当連合会及び各地域のシルバー人材センター・生きがい事業団では、平成26年10月1日から有料職業紹介事業を実施しています。この事業は、高齢者を採用しようとする求人者に対して、直接雇用を前提とした有料職業紹介事業を行うもので、高齢者の多様な就業ニーズ、多様な働き方に対応しています。

## 独自事業

会員が独自の創意工夫により企画し、自ら実施する事業であります。会員には配分金が支払われます。以下は一部の事例です。

自転車修理

英会話教室

パソコン教室

その他に学習教室、特産品の栽培・加工・販売、正月用品の製作販売、子育て支援、介護保険事業（居宅介護支援、訪問介護など）

独自事業は地域のシルバー人材センター・生きがい事業団によって異なりますので、詳しくは各地域のシルバー人材センター・生きがい事業団（右ページ）又は神奈川県シルバー人材センター連合会に、お気軽にお尋ねください。

# シルバー派遣の申込み・お問い合わせは、各地域の派遣事業実施事務所へ

<b>横浜市シルバー人材センター</b> 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 オフィスタワー 13階 FAX:045-847-1716	TEL:045-847-1800	<b>茅ヶ崎市シルバー人材センター</b> 〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂 1-4-8	TEL:0467-85-7425 FAX:0467-58-6670
<b>神奈川事務所</b> 〒221-0063 横浜市神奈川区立町 20-1 横浜市うらしま荘 2階	TEL:045-402-4832 FAX:045-402-4835	<b>三浦市シルバー人材センター</b> 〒238-0242 三浦市東岡町 1-23	TEL:046-882-3473 FAX:046-882-3479
<b>南事務所</b> 〒232-0041 横浜市南区睦町 1-15-15 睦町市街地住宅 2階	TEL:045-721-0600 FAX:045-721-0722	<b>秦野市シルバー人材センター</b> 〒257-0054 秦野市緑町 16-3 秦野市保健福祉センター3階	TEL:0463-84-3311 FAX:0463-85-1303
<b>港南事務所</b> 〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1 オフィスタワー 13階	TEL:045-342-9600 FAX:045-847-1716	<b>厚木市シルバー人材センター</b> 〒243-0005 厚木市松枝 2-5-17 厚木市生きがいセンター内	TEL:046-224-9585 FAX:046-222-8559
<b>保土ヶ谷事務所</b> 〒240-0006 横浜市保土ヶ谷区星川 1-4-10 ハイツリヴァ・スター1階	TEL:045-331-1780 FAX:045-331-6833	<b>大和市シルバー人材センター</b> 〒242-0018 大和市深見西 1-2-17	TEL:046-263-8600 FAX:046-264-5538
<b>磯子事務所</b> 〒235-0045 横浜市磯子区洋光台 5-7-5	TEL:045-832-3511 FAX:045-831-3281	<b>伊勢原市シルバー人材センター</b> 〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ1階	TEL:0463-92-8801 FAX:0463-92-0008
<b>緑事務所</b> 〒226-0019 横浜市緑区中山 2-1-1 ハーモニーみどり 2階	TEL:045-935-0677 FAX:045-935-0688	<b>海老名市シルバー人材センター</b> 〒243-0410 海老名市杉久保北 2-3-4 高齢者生きがい会館内	TEL:046-237-3001 FAX:046-238-0071
<b>川崎市シルバー人材センター</b> 〒210-0026 川崎市川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 1階	TEL:044-222-6886 FAX:044-221-8516	<b>座間市シルバー人材センター</b> 〒252-0002 座間市小松原 1-45-21	TEL:046-254-5361 FAX:046-251-9280
<b>南部事務所</b> 〒210-0026 川崎市川崎区堤根 34-15 ふれあいプラザかわさき 1階	TEL:044-222-1550 FAX:044-222-1553	<b>南足柄市シルバー人材センター</b> 〒250-0113 南足柄市岩原1016-1 おかもと福祉館内	TEL:0465-72-0789 FAX:0465-73-4055
<b>中部事務所</b> 〒213-0001 川崎市高津区溝口 5-15-6	TEL:044-822-5031 FAX:044-822-5045	<b>綾瀬市シルバー人材センター</b> 〒252-1116 綾瀬市落合北 7-1-20	TEL:0467-70-3088 FAX:0467-70-3201
<b>北部事務所</b> 〒215-0021 川崎市麻生区上麻生 4-56-8	TEL:044-980-0131 FAX:044-980-0132	<b>葉山町シルバー人材センター</b> 〒240-0111 三浦郡葉山町一色 1503-2 葉山町保健センター内	TEL:046-877-1555 FAX:046-877-1556
<b>相模原市シルバー人材センター</b> 〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1	TEL:042-753-7373 FAX:042-753-7204	<b>寒川町シルバー人材センター</b> 〒253-0102 高座郡寒川町小動 982-2	TEL:0467-74-7622 FAX:0467-73-0033
<b>中央事務所</b> 〒252-0236 相模原市中央区富士見 4-3-1	TEL:042-754-1177 FAX:042-753-7204	<b>大磯町シルバー人材センター</b> 〒259-0103 中郡大磯町虫窪 7	TEL:0463-70-6241 FAX:0463-70-6243
<b>南事務所</b> 〒252-0303 相模原市南区相模大野 8-9-6	TEL:042-745-2158 FAX:042-749-5663	<b>二宮町シルバー人材センター</b> 〒259-0132 中郡二宮町緑が丘 1-10-6	TEL:0463-71-0681 FAX:0463-72-1398
<b>緑事務所</b> 〒252-0105 相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所内	TEL:042-783-1313 FAX:042-783-4070	<b>中井町シルバー人材センター</b> 〒259-0153 足柄上郡中井町比奈窪 104-1	TEL:0465-80-0021 FAX:0465-80-0026
<b>津久井連絡所</b> 〒252-0157 相模原市緑区中野 218-1	TEL:042-780-1872 FAX:042-780-1878	<b>大井町シルバー人材センター</b> 〒258-0019 足柄上郡大井町金子 1964-1	TEL:0465-83-8014 FAX:0465-84-0584
<b>相模湖連絡所</b> 〒252-0171 相模原市緑区与瀬 1183-2 相模湖ふれあいパーク 2階	TEL:042-684-3126 FAX:042-684-5033	<b>松田町シルバー人材センター</b> 〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 17-2	TEL:0465-82-4227 FAX:0465-83-4227
<b>藤野連絡所</b> 〒252-0184 相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所内	TEL:042-686-6505 FAX:042-687-5760	<b>山北町シルバー人材センター</b> 〒258-0113 足柄上郡山北町山北 2041	TEL:0465-75-3219 FAX:0465-75-3219
<b>横須賀市シルバー人材センター</b> 〒238-0041 横須賀市本町 2-1 総合福祉会館8階	TEL:046-822-1337 FAX:046-822-1340	<b>開成町シルバー人材センター</b> 〒258-0026 足柄上郡開成町延沢 656-1	TEL:0465-83-6369 FAX:0465-82-9617
<b>平塚市生きがい事業団</b> 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-2-2	TEL:0463-33-2335 FAX:0463-35-1744	<b>箱根町シルバー人材センター</b> 〒250-0408 足柄下郡箱根町強羅 1320-185	TEL:0460-82-5115 FAX:0460-82-5115
<b>鎌倉市シルバー人材センター</b> 〒247-0051 鎌倉市岩瀬 549	TEL:0467-50-0181 FAX:0467-50-0626	<b>真鶴町生きがい事業団</b> 〒259-0201 足柄下郡真鶴町真鶴 1789	TEL:0465-68-5354 FAX:0465-68-5801
<b>藤沢市まちづくり協会 シルバー人材センター</b> 〒251-0021 藤沢市鶴沼神明 1-3-18	TEL:0466-27-1100 FAX:0466-27-1102	<b>湯河原町シルバー人材センター</b> 〒259-0312 足柄下郡湯河原町吉浜 1044-1 いきいきセンターやぐも内	TEL:0465-46-9780 FAX:0465-46-9781
<b>小田原市シルバー人材センター</b> 〒256-0816 小田原市酒匂 2-32-15	TEL:0465-49-2333 FAX:0465-49-2336	<b>愛川町シルバー人材センター</b> 〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251-1 愛川町役場庁舎分館内	TEL:046-284-5023 FAX:046-284-5024
		<b>清川村生きがい事業団</b> 〒243-0112 愛甲郡清川村煤ヶ谷 2786	TEL:046-288-2651 FAX:046-288-2651